

## 中国の都市に流入する子どもの就学前教育保障

－公共サービス及び私立幼児園の位置づけをめぐって－

### Guarantee for Rights of Migrant Children to Preschool Education in China

－In Connection with the Position on Public Works and Private School－

木山 徹哉<sup>1</sup>・寺川 直樹<sup>2</sup>・中山 智哉<sup>3</sup>・渡邊 望<sup>3</sup>

Tetsuya KIYAMA Naoki TERAOKA Tomoya Nakayama Nozomu WATANABE

#### 要約：

中国の都市化の進展のなか、都市に流入する人口には多くの児童が含まれている。彼ら流動児童に対する教育保障は、教育政策上、とりわけ教育の公平性や公益性に係る重要な課題の一つになっている。本稿では、就学前教育振興政策（Action Plan、2011～）の下、上海市で実践された流動児童の就学前教育保障政策を、先行研究のレビューを通して検討する。上海市の実践は、GPSS（公共サービスの民間委託）という方式を採用して、私立三級幼児園を母体に一定の成果を示した。しかし、私立幼児園を取り巻く環境は、法制度的にも実践的にも未だ不安定な状況である。就学前教育事業の公共サービスとしての位置づけや、私立幼児園の役割機能に対する政策的、社会的認知のあり方が、私立幼児園の発展及び就学前教育全体の振興にとって足枷になっている。

キーワード：流動児童/私立学校/公共サービスの民間委託

Keywords：Migrant Children/Private School/GPSS

<sup>1</sup>／長野県立大学健康発達学部 教授

Professor, Faculty of Health and Human Development, The University of Nagano

<sup>2</sup>／長野県立大学健康発達学部 助教

Assistant Professor, Faculty of Health and Human Development, The University of Nagano

<sup>3</sup>／長野県立大学健康発達学部 准教授

Associate Professor, Faculty of Health and Human Development, The University of Nagano

## はじめに

本稿は、中国の就学前教育振興政策下における、社会的弱者としての流動児童の就学前教育保障について、その現状及び課題を明らかにする研究活動の一部を構成する<sup>1</sup>。

中国では、2010年代に都市人口の総人口に占める比率が5割を超えたと言われている。その背景には、都市に流入してくる流動人口（その多くが農村から都市部へ移住する労働者）の急激な増加がある。都市に流入する労働者のなかには、その子女を伴う場合も多い。この子どもたちは、「流動児童」「随遷子女」などと称されている。本稿の主題にある「都市に流入する子ども」は、流動児童の邦訳として筆者が用いた語であるが、本文中では流動児童をそのまま使用する。

李琳らの報告では、流動児童のうち乳幼児の比率が非常に高いこと、学齢前段階の未就学の比率がほかの学校段階の未就学率に比べてはるかに高いこと、経済発展地区の流動児童の就学が大変厳しい状況に直面していることなどが指摘されている<sup>2</sup>。都市化の進展のなか、この流動児童の教育保障は重要な課題の一つとなっている。

流動児童の教育保障は、今世紀に入って人口の都市部への流入の動きが急激に増加し、かつ流入の“家族化”の傾向が強くなってきたことに伴い、義務教育の保障問題としてまず注目された。流動児童に対する義務教育保障に関しては、中国においても数多くの先行研究があり、筆者自身もそれら先行研究に学びながら、江蘇省を中心に調査研究を行ってきた<sup>3</sup>。

本稿では、流動児童の就学前教育保障について検討するための基礎資料として、上海市における流動児童の就園保障政策、並びに幼稚園の分類管理政策に関連するいくつかの先行研究を訳出し、それに解説を加える。分類管理政策については後に詳述するが、分類管理政策とは、公立・私立、営利的・非営利的、あるいは公益性の程度を目安として教育機関を類型化し、それぞれに応じた管理指導を行なう政策を指している。本稿における作業を通して、一つは、流動児童を対象とする就学前教育保障政策の背景及び特徴、並びに課題を示すことができるだろう。そしてもう一つは、こんにちの就学前教育振興政策の特徴を描き出すことになるだろう。

流動児童の就学前教育保障の問題に関しては、瀋陽市及び鞍山市における実態調査を踏まえた羅英智らの提案がすでに存在する<sup>4</sup>。彼らは、流動児童の就学前教育問題を解決するための対策として、第一に、《学前教育法》及びその関連政策を定めて、就学前教育を受ける権利保障を明確にすること、第二に流動児童の動静を把握・管理することによって、当該地域の就学前教育の全体計画に彼らの就園も組み

入れ資源配置を統一管理すること、第三に各種資源を十分に利活用し、多様な方法で就園問題を解決すること、第四に流動児童の就園に対して適切な資金援助を行なうため資金助成制度をつくること、そして第五に、流動人口が居住する地域社会全体が彼らを受容し生活及び就業・創業を支援する環境を整え、流動児童の就園のための基盤をつくること、を挙げている。このうち、第三の各種資源の利活用のなかに、本稿で取り上げる上海市のGPSS政策に繋がる提案が含まれていた。それは、以下のような内容である<sup>5</sup>。

流動人口が比較的集中している地区では、貧困層や農民工子女を対象として低廉な保育料で運営する私立幼稚園の認可基準を緩和する。ただし、子女の安全性や衛生面及び教育需要を保障する最低限の条件に達していなくてはならない。この緩和措置と同時に、政府及び関連部門は、園舎の賃貸料の減免、施設設備や玩具及び図書の実備、教師の研修費の免除、優良な公立幼稚園による物的人的支援など優遇措置を行なう。

この他にも羅らは流動児童の就園保障のためにいくつかの提案をしている。例えば、新しく建設される町（「城鎮小区」）には幼稚園をセットで配置する（「配套」）政策の推進と、その幼稚園（「配套幼稚園」）等に、流動児童のための定員枠（「学位」）を設けること、また各種社会資源を利活用し、空き物件を提供したり、財政的投入の助成をしたりするなど多様な方法を用いて民間による幼稚園設置運営を奨励し、低廉で、保育時間が長くかつ柔軟で多様な保育形態（全日制、半日性、時間制など）で農民工の労働時間に対応する現実的需要を満たすこと、などである。流動児童を含め、経済的困難を抱えた家庭の子女や、障害をもつ子どもなど、いわゆる社会的弱者のための就学前教育保障政策が他地域でも試みられていることは、羅らも言及している。

## 1. 上海市におけるGPSSによる就学前教育保障

### （1）GPSSとは何か

上海市は「公共サービスの民間委託」（「政府購買服務」Government Purchase Service System、以下GPSSと略称する）政策を採用して、流動児童の就学前教育保障に一定の成果を挙げつつあるという。上海市は、就学前教育領域に先立って、義務教育領域においてこの政策をすでに実践しており、先行するこの経験を就学前教育領域にも活用したものと推察される<sup>6</sup>。李琳らはその政策意図及び具体的実施

方法を明らかにするとともに、今後の課題を示し、新たな提案をしている。

李琳らの論考について詳述するまえに、GPSSについてまず確認しておこう。

GPSSは、こんにち行政機関の各領域で行われている政策で、教育領域においては「政府購買教育サービス」<sup>7</sup>と称されている。それは以下のように説明することができる。公教育を提供することは政府の責務であるが、社会の需要に対応して教育資源を適切かつ効率的に、また適時にあるいは早期に提供が必要な場合に、求められている専門的な知識や技能を有する機関・組織にその提供を委託し、必要な費用は政府が支出する、と。安桂清らは、上海市のコミュニティ（「社区」）で学校と地域社会が連携して幼児・児童・生徒の放課後のCareに取り組んでいる状況を紹介しているが、その取り組みにも「政府（出銭）購買サービス」が関与していると述べられている<sup>8</sup>。そこで紹介されている上海市世博家園社区（Expo Home Community）における子どもの放課後Careの取り組みは「快樂三点半」（“Happy Half Past Three”）と呼ばれているもので、子どもたちの放課後、保護者が帰宅するまで、彼らの安全及び有意義な生活を保障するために、市民センター（「世博家園市民中心」）を開放してもらい、上海市浦東NPO発展センターなど地域の人士や教師が教育活動その他支援をおこなうものである。つまりこの場合、市民センター、地域の人士や教師など（民間の資源）を活用して子どものCare（公共サービス）を果たし、経費は公的機関が賄うということである。

## （2）GPSS政策採用の経緯

さて、李琳らの論考の中身に入ろう。まず、上海市がGPSSを採用して流動児童の就園需要を満たそうとした経緯については、次のように述べている。なお、訳出した文章中の（ ）内は、いずれも訳出者による補足である。

上海市は、人口が流れ込む磁場であり、近年流動児童数が急速に増えている。上海市政府は流動児童の入園問題に対応する制度設計に着手し始めた。全体的に見て、その主要な要因は以下の二点に整理することができる。

（一）公平性が叫ばれる社会において流動児童の教育を受ける権利を保障することに、地方政府が制度設計を実践することの意義を追求する。

流動児童の義務教育問題を解決するために、《基礎教育の改革と発展に関する国务院の決定》（2001）が示した“両為主”の政策（流動児童の義務教育学校就学については、流入地政府が主として管理し、全日制公立中小学校への就学を主とする）、そのほか《都市に進出就業する農

民工子女の義務教育工作をさらに一歩進めることに関する意見》(2003)、《中華人民共和国義務教育法》(2006)、《国家中長期教育改革及び発展計画綱要(2010-2020)》(2010)などが提示された。この一連の政策には、流動児童の義務教育問題を解決する党及び国家の決心を明確に読み取ることができる。この政策はまだ、就学前教育を含んではいないけれど、児童の権利を保障し、教育の公平性を促進する意義は就学前教育も変わりなく、上海市政府が流動児童の入園のための制度設計を行なう原動力となっている。

(二) 義務教育の「両為主」政策実施後に残された就学前教育問題は、政府による解決を待っている。

流動児童の入園問題を解決することは、上海市政府が義務教育段階の農民工子弟学校(流動児童の就学のために設立された義務教育学校、施設設備その他教育資源が脆弱な場合が多い)を回収する過程で議事日程に上がった。市政府は「両為主」政策を着実に行なうため、現有の公立小学校の供給不足問題を補おうと、農民工子弟学校の運営標準の規範化に着手して、それを政府所有に回収する準備をした。しかし実施過程において現実の問題に直面した。その最も突出した問題は学舎投入であった。農民工子弟学校が借用している学舎は一般に国家資産であるが、長年の使用により、設置運営者はすでに資金を投入しているため、その補償を政府に求めた。この問題が回収の障害となった。これと同時に、農民工子弟学校が政府に回収されたのち、農民工子弟学校に付属する多くの就学前クラス(「学前班」)が闇園(無認証の幼稚園、「黒園」)への変容を迫られることになった。このような幼稚園の存在は流動児童の入園需要を一定程度満たすことができるが、その教育資源は脆弱で、事故も頻発し、社会の安定に影響を与えることにもなる。政府はこれらのことを鑑みて、社会的弱者の教育を受ける権利を保障することとした。

上記の訳出からは、上海市がGPSSを採用するに至った背景が読みとれるであろう。一つは、《決定》(2001)をはじめとした政策理念、即ち児童の教育を受ける権利を保障したり、教育の公平性を実現したりするためであり、もう一つは、「両為主」の実現過程において生じた現実的問題への対応であった。このような経緯で始められたGPSS政策で具体的に活用され流動児童の受け皿の母体となったのが、私立三級幼稚園である。2015年の時点で私立三級幼稚園は上海市に181園、収容園児数は4万人近いという。

### (3) 私立三級幼稚園の性格

次に、GPSSにおいて設けられた私立三級園の基本的な性格について整理してお

こう。まず、“三級園”とは何かである。幼稚園を評価する等級は、幼稚園の管理、教育内容や保健安全、環境、施設設備、教師資源（学歴）などの指標により査定される。各地にそれぞれ分類等級基準があるが、上海市では、2010年時点で「市模範園」、「市一級」、「市二級」、「未定級」の四等級が設定されている。私立三級園は、流動児童の就園のために基準を緩和し「三級」を設定したものと推察される。因みに、北京市では、「一級」、「二級」、「三級」の三等級で、それぞれの級に一類から三類までがあることが報告されている<sup>9</sup>。

さて、私立三級園の基本条件及び配置に関して李琳らが言及しているのは、以下の内容である<sup>10</sup>。

上海市教育委員会、同農業委員会、同衛生局など三つの部門は聯合で《本市の農民工と同世帯の子どもの就学前工作をしっかりと実施することに関する若干の意見》（2008）を提示し、《上海市私立三級園設立基本条件の規定》を公布した。この規定は、国家の最低ラインを保障しながらも、上海市幼稚園の基本的な基準を緩和するという原則で作成された。

例えば、配置すべき教職員という点で言えば、三級園の基準に、「最低条件として炊事員には中華式調理の研修を受けた証明を有する者を一人置かなければならない」という、最低ラインをさらに細分化する事項が付け加えられた。また、園の立地条件では、《上海市普通幼稚園建設標準》（2005）で自然環境、社区環境、心理環境などの幾つかの明確な規定がなされているが、私立三級園の場合は「安全区域内に設置しなければならない」とだけ定め、実際の状況により要求を緩和している。私立三級園の基準の制定は、政府が園として承認する標準（認可と廃止の目安、「准入標準」）の制定であり、GPSSの第一歩であり、極めて重要な一歩でもある。

人口動態や社会状況、並びに就園の受け入れ能力などの各要素を総合的に検討して、政府は私立三級園の需要が最も多い都市と農村の接合部に配置することを計画するが、都市中心部には三級園を設置しないことも明確に定めている。都市中心部で入園需要があれば、当該地の公立園によって処理することになっている。

合理的な配置を基礎に、政府は私立三級園の設置運営標準に照らして検査を行ない、質を厳正に把握する。上海市教育委員会は未成年保護弁公室の下に“総合管理弁公室”を設置して、公安等関連職員からなる執行組織を構成して、「看護点」の安全状況を検査する。標準に達していないことが判明すれば取り締まる。また、看護点が標準に達すれば私立三級園に昇格させる<sup>11</sup>。

#### （4）私立三級幼稚園を母体としたGPSS政策の展開

以上のような私立三級園を受け入れ母体として、どのような実践が展開され、そ

の成果はどのように評価されるか、李琳らは上海市嘉定区を例示しながら以下のよう述べている<sup>12</sup>。因みに、嘉定区は、外来人口が集中している地区であり、GPSSの政策を早期に開始し、かつ成果も顕著に見られるということである。

第一に、GPSSの責任主体を明確にすることである。GPSSの制度設計は市政府が行なうが、それを具体的に実行する責任主体は区县政府であることを明確にする。これには二つの意義がある。一つは、区县政府は管轄地内の流動児童の状況と教育状況を了解し、適宜柔軟に当地の需要に対応することができること。もう一つは、外来の労働者の多くは当地の経済発展に貢献しており、その彼らの子女の入園問題を解決することは区县政府の果たすべき義務であること。区县政府においては、この責任を果たすべく指導管理体制を構築している。例えば嘉定区では、区政府に専門指導グループ（小組）を設置し、区教育局に1名の管理職員を、そして私立三級園や看護点を有するすべての街道あるいは鎮にそれぞれ1名の専門管理職員を置いた。

第二に、財政投入の方法を新たに考え、公共サービスを直接私立三級園教育に委託することである。まず、幼児一人当たりのコストを補助して、経費の使途と管理のしくみを新しく考える。一つは、経費投入標準を明確にして、幼児一人当たりのコストを補助する。私立三級幼児園の発展を維持・促進するために、嘉定区教育部門は積極的に経費を勝ち取った。様々な努力を通じて、政府は私立三級園の徴収額毎月400元をベースに、年額一人当たり200元の補助を与え、15か所の私立幼児園すべてに供与した。2014年には総額300万元を支出した。2015年からは一人当たりの補助を年500元に増やした。もう一つは、幼児園の質を基準にした傾斜配分の実施である。私立幼児園の年間検査（「年検」）状況に基づいて経費を投入した。年間検査の結果をA、B、C、Dの四つに分け、Aを優秀、Cを合格、Dを不合格として、Dには傾斜配分しない。

第三に、特定項目を定めて経費投入し、私立三級園の施設設備が最低ラインに到達するよう保障する。2011年より、上海市は私立三級園一か所あたり毎年5万元の資金を支出し、玩具及び教具、調理用具、衛生器具等の配備を実施している。

上海市のGPSSは私立三級園を主たる母体として実行されてきた。しかし、GPSSは私立三級園だけで実践されているわけではなく、教育の質の向上のために既存の公立幼児園の教育資源を活用する政策も含まれている。つまり、政府が公立幼児園との間で契約を結んで、幼児園管理のノウハウを有する公立幼児園に私立三級園の管理を委託するのである。そのことを通して、三級園自体の管理能力を向上させようとするものである。そのほかにも、教師の資質向上をめざした研修機会の保障や、

教育課程並びに教学方法の水準を向上させるための支援を行なっている。以下は、これらの件に関する李琳らの説明である<sup>13</sup>。

流動児童に対する上海市のGPSS制度の枠組みのなかで、上記のほかにも重要な方法がある。それは政府が“内部契約”（「内部合同」）を結ぶことを通して、公共サービスを公立幼稚園（この意味で“内部”）が有する管理業務能力に委託することである。この管理業務とは、幼稚園の運営管理のほか、業務指導管理、検査監督の管理を含む大きな概念である。第一には、公立幼稚園管理委託制度をつくり、対面支援（「対口帮扶」）を実施する。具体的には、政府は政府の代理機関として公立園に私立三級園を管理させる。この方法は、嘉定区では2014年より開始され、基幹管理職員を私立三級園に派遣し調査、研究活動を行ってきた。第二に、公立園に委託して専門指導グループを組織して、幼稚園の運営全般の規範化を指導する。具体的には、現職もしくは退職した副園長で組織し、園児募集、クラス園児数の調整、幼児の健康保証、設備、安全、教育費の徴収、教育の質などの指導に当たる。第三は、公立園に委託して監督調査グループを設置して、園の質を向上させる。管理面だけでなく、教師の研修や教育課程の両面でも、公共サービスの委託を実施する。具体的には、前者については、教師進修学院（教師研修機関）もしくは公立園に委託して、私立三級園の教職員の研修を強化する。後者については、幼児教育教学研究室等の組織を活用し、参観や面接などを通して、科学的な保育及び教育のための指導と評価を強化する。

#### （5）今後のGPSS政策への提言

李琳らは、論考の最後に、上海市におけるこれまでのGPSSの実践を総括しつつ、新たな状況に対応するGPSS制度の改革について提案をしている<sup>14</sup>。

中国の都市化が不断にそして急速に進展するなかで、流動児童の基本的な教育を受ける権利をいかに保障するか、国家の政策理念を効果的に実現し都市の機能と人口の収容力をいかに適合させて政策を設計するか、これらは流入地政府の重要な問題となった。これまでの経験が示しているように、“それぞれに任せておけば”（「放任自流」）、利益追求に走る“闇園”（「黒園」、無証園）を生じさせ、社会を不安定にしてしまう。政府が最低限の責任を請け負い、安定的かつ有効な政策制度体系を構築してはじめて、社会的弱者である児童の教育を受ける権利を根本から保障できるのであり、多様な方法によるGPSSは、正に有益かつ有効な制度の探究の一つである。

以上の点を確認しつつ、いくつかの提案を以下に示す。



(一) 流動児童の入園を、都市と農村の一体化のプロセスにおける基礎教育体系に組み入れて検討する。

流動児童が就学前の段階で質の良い就学前教育を受けることができなければ、将来彼らと当地（流入地）の児童とが共に同じ学校に就学した場合、アイデンティティ（「自我認同」）が低いとか学習困難などの問題が生じる可能性があり、さらに多くの負の影響を受けることも考えられる。政府はまず流動児童が就園する園が公益性を有することを認識して、政府自身が拠り所となるべきである。しかし、流入地政府も人口増加や教育需要の増大及び多様化により、際限なく流動児童の入園を受け入れるわけにはいかない。このため、次の提案をする。一つは、流動児童を受け入れる私立三級園の設置区域を明確化すること、もう一つは、一定の基準に従って、流動児童を公立園、私立三級園、看護点に振り分けること。

(二) 政府が私立三級園に対して行う一人当たりのコストの補助を増額するしくみ及び補助投入を監督管理するしくみをつくる。

社会経済の発展に伴って、幼児園の運営コストが高くなった。《〈中華人民共和国私立教育促進法〉の改正に関する決定》に基づいて、私立教育機関は営利性もしくは非営利性を選択し分類管理を進める必要がある。私立三級園は、明らかに非営利教育機関に属し、価格（徴収額）を多くの人々が受容可能な範囲に抑制しなければならない。このため、政府はさらに多くの補填を行わなければならない。そうでなければ、多くの私立三級園が収入より支出が多くなり資産より負債が多くなりかねない。このため、政府は隔年ごとに私立三級園のコストを算出して、指導価格を提示するとともに、これを基礎にして一人当たりの平均公用経費の額を調整する、このようなしくみをつくることを提案する。

同時に、政府による対私立三級園財政投入が“園設置運営者の腰巾着”になることを避けるために、政府は相応の監督のしくみを定め、次の二つの考え方を採用する必要がある。一つは、一人当たり財政投入する金額の内訳を明確にすることである。例えば、一人当たりの平均支出額のうち、各項目の収支の比率を定め、併せてその使用の流れを具体的に示す。とりわけ、教職員の収支における教師の研修や福利などにどれだけ使用しているかを重視する。二つ目は、園の質によって財政投入額を調整する。私立三級園の監督指導評価の状況を根拠として、一年の投入額を決定することを提案する。“標準を達成した”幼児園を、標準到達、良好、優秀などの等級に分けて、優良な園には奨励金を与え激励する。

(三) GPSSの内容を充実させ私立三級園の保障能力と園の質を向上させる。

第一に、政府のGPSS（公立園の管理ノウハウを活用すること）を通して、私立三級園に対する支援と保障を強化する。管理陣容の専門性と科学性は、私立三級園に普遍的に足りないところであり、上海市の公立園の専門管理サービスに委託して、公立園がもつ管理資源（管理のノ

ウハウ)の有効な経験を提供する。具体的には、政府と公立園が契約を結び、公立園の管理職員もしくは管理経験のある基幹教師を私立三級園に出向させて中間管理職務を担当させ、園の管理水準の向上を図る。

李琳らは、以下のように結んでいる。上海市における私立三級幼稚園を母体とするGPSSの成果を評価しながらも、流動児童の入園問題解決への道のりはなお続くと述べている<sup>15</sup>。

都市化が進展するなかで、流動児童の入園問題を解決するために、上海市政府は、市レベルの統一計画のもと区県政府が責任主体となり、私立三級園に委託して、さまざまなGPSSの方法を探求して一定の成果を上げた。しかし、当該の問題は複雑に錯綜しており、各地の実際状況も千差万別であるため、国家の政策方針と基本原則を堅持しつつも、いかにそれぞれの地区に適切な発展の径を探るか、それはなお長い道りである。

## 2. 私立学校及び公共サービスの位置づけをめぐって

### (1) 分類管理政策の背景

流動児童の入園問題解決への道のりは長い、と李琳らが言わざるを得ないのは、一つは、私立学校の位置づけに係る問題であり、もう一つは公共サービスに対する認識の問題である。前者は、私立学校に対する分級管理政策（後に詳述）の問題である。また後者は、既述のGPSS（「政府購買サービス」）の“公共サービス（公共サービス）”に対する行政サイドの認識と民衆の需要との間の齟齬の問題である。まず、私立学校（私立幼稚園）の位置づけをめぐる問題について検討しよう。

中国においては私立学校の位置づけはかなりデリケートな問題とされてきた。蕭英程は、《中華人民共和国私立教育促進法》（2002、中文では「民辦促進法」、以下《旧民促法》と称する）の制定過程を辿りつつ、私立学校の教育事業としての公益性と、私立学校経営で生み出される利潤（財産）の帰属問題としての営利性（非営利性）との関係をめぐる当時の処理に対して、「日和見的な（「騎牆式」）規定は問題を解決することにはならない、寧ろ混乱を来す根源である」と述べている。さらに、「《旧民促法》公布後の実践が証明しているように、利潤の“合理的獲得（「合理回報」）”の承認は、“偽の公益を装い真実のところは営利を目的とする”（「假公益真営利」）という、どさくさに紛れて稼ぐ私立学校の看板（「渾水摸魚的幌子」）になった」と酷評している<sup>16</sup>。正に、私立教育機関に対する負のイメージの強調である。

就学前教育振興政策（Action Plan）を推進するにあたって、改めて就学前教育は相対的に発展が遅れた領域であることが指摘され、就学前教育法の制定をはじめ、幼稚園の質量の充実、教師の養成及び研修の強化など、就学前教育全体の底上げを図っている。そのとき、幼稚園総数の60%を超える私立幼稚園の存在は大きい<sup>17</sup>。私立幼稚園に対する処遇の如何は、振興政策の行方を大きく左右することになる。既述の、上海市における私立三級幼稚園を母体とするGPSS政策は、そうした私立幼稚園の存在を確認する事例であろう。

それゆえ、上述のような私立学校の位置づけに係る（公益性と営利性との関係などに対する）日和見的な処理から生じた私立幼稚園観を払拭することは急務であった。この課題に応えるための方策の一つが、改正《中華人民共和国私立教育促進法》（2016、以下《新民促法》と略称する）や《中共中央国務院關於学前教育深化改革規範發展的若干意見》（以下、《若干意見》と略称）などによって示された分類管理政策である。

分類管理とは何か。直接的には《新民促法》の下記の規定によって示されたものである。

私立学校の主催者は、設立において非営利的私立学校もしくは営利的私立学校の何れかを自ら選択することができる。ただし、義務教育を行う営利的私立学校を設置してはならない。（第19条）

この規定によって私立幼稚園は、営利的（「営利性」、Profit-making）と非営利的（「非営利的」、Non-profit）に二分されるとともに、私立幼稚園の合法的地位が承認されたと言われている。これはどのような経緯で提起されたのか、李宏堡らの論考を手掛かりに確認しておこう<sup>18</sup>。

李宏堡らは私立幼稚園の存在意義として次の三点を掲げている。第一に、私立幼稚園を就学前教育に組み入れることは、就学前教育の全体数を拡大することになり、「入園難」問題を緩和する一助となること、また同時に、就学前教育資源は、中国の女性の就業とも密接に関係すること。第二は、とりわけ営利性私立幼稚園の存在意義に関連して述べている。就学前教育に対する財政支出が不足している状況下で、就学前教育全体の6割を占める私立園を“一律”にすべて非営利性（財政支援を行なう）私立園に転換することは非現実的であり、一部の営利性幼稚園の設立を容認することは、就学前教育の財政的圧力を緩和するという現実的必要性があるという

ことである。そして第三には、民衆の多様な要求を満たし、自由な選択の機会を提供すること。「入園難」が徐々に緩和されるようになれば、就学前教育のサービスに対する民衆の需要が個性化、多様化する。保護者の教育需要に対応するものとして、私立幼稚園の市場性の活用が有効であるということである。

以上のように、私立幼稚園の存在意義を認めざるを得ない現実に対応するため、分類管理政策は提起されたことが推察される。

## (2) 普惠性、非営利性、営利性の異同

それでは、普惠性、営利性、非営利性の“分類”はどのように区分されるのだろうか。

既述のように、分類管理政策の下では私立幼稚園は、非営利性（Non-profit）幼稚園、営利性（Profit-making）幼稚園に分類される。そしてそこに普惠性（原文「普惠性」をそのまま用いる、Public-interest）幼稚園という概念が加わる。しかし、これらの境界線が曖昧であるのが現状である。

就学前教育法の立法の必要性を主張する申素平らの論考をまず紹介しよう<sup>19</sup>。

就学前教育の立法にあたって解決しなければならない問題は、就学前教育法と《新民促法》の関係、なかでも困惑を引き起こす普惠性私立幼稚園と非営利幼稚園との関係をどのように捉えるべきかということである。我国の現在の教育法規では、“普惠性”という言い方はなく、比較的近い言葉は“非営利性”である。《新民促法》（2016）では、立法者は私立教育機関を営利性と非営利性の二類に区分した。営利性と非営利性の主な区別は経営収益の分配如何による。《新民促法》は、非営利性私立学校の主催者は経営収益を取得することはできず、決算残余金はすべて学校運営に使用しなければならない。営利性私立学校は、《中華人民共和国公司法》等の法規に基づいて管理され、主催者は経営収益を取得できる。

普惠性幼稚園については、広義には、公立園、集団もしくは企業単位が主催する公立性幼稚園、及び普惠性私立幼稚園を含む。狭義には、普惠性私立幼稚園を指す。学界において一般に認識されている普惠性私立幼稚園は、政府から財政支援を受けるかもしくは委託を受けて就学前教育のサービスを提供し、営利を目的とせず、大衆全体に向け、園が規範的に運営され、保教費徴収額も合理的で、質も保障されている私立園のことである。つまり、公衆性、公益性、質保証性、そして政府の補償があるなどの特徴を持っている。普惠性私立幼稚園に対する地方政府の認定も基本的には上記の内容を標準としている。

普惠性私立幼稚園と非営利性私立幼稚園は重なる部分をもつ関係であるが、非営利性私立幼

児園と普惠性幼稚園は必ずしも同じではない。なぜならば、いずれかを評定する際に未だ経営収益の分配や決算残余金については明確にされていないのである。ただし、《城鎮小区（町）に配置する幼稚園の管理を展開することに関する國務院事務局の通知》（2019）には、「町に配置される幼稚園は、教育行政機関により公立園として、もしくは教育行政機関の委託を受けた普惠性私立幼稚園として役割を果たさなければならず、営利性幼稚園になることはできない」ことが示されている。これに従えば、普惠性私立幼稚園は非営利性幼稚園に属することになる。（下線強調は引用者）

魏聰らによると、普惠性私立幼稚園と非営利性私立幼稚園の異同は下に掲げた表にまとめられるという<sup>20</sup>。この表によれば、非営利性私立幼稚園が普惠性私立幼稚園よりも、出資の性質、利益分配不可、清算後の財産処理などの面で厳格なルールを背負うことになっているが、その一方で、非営利性私立幼稚園は以下のような優遇措置を享受することができるかとされている。免税措置、政府支援（財政補助、基金奨励、寄付金奨励など）、用地優遇措置（一部譲渡など公立園と同等の対応）、GPSS政策による多様な優遇措置、などである。

### 普惠性私立園と非営利性私立園の異同

分類	中核的特徴	主要な目的	性質	出資の性質	徴収費	運営結果	利益分配	閉園時剰余財産
普惠性私立園	公益的精神 遍く優遇する 平等に対応する	“入園難”や“入 園費高額”を解 決する	私立園	限定していない	徴収額を低額に する	利益可	利益配当可能	限定していない
非営利性私立園	公益目的 営利不可	法人属性及び財 産帰属を明確に する		寄付寄贈により 運営する	制限していない		利益配当不可	教育等社会事業 に用いる

因みに、徴収額の設定については、次の馮婉楨らの説明が参考になる<sup>21</sup>。

《幼稚園徴収費管理暫定規則》（国家發展改革委員会、教育部、並びに財政部制定、2011）によれば、公立幼稚園の保育教育費（「保教費」）標準は、省レベルの教育行政機関が当該地の經濟發展水準や園運営コスト及び民衆の支払い能力（「承受能力」）等實際状況を根拠として意見を提示し、省レベルの価格担当機関と財政機関の審査を経たのち、教育行政機関、価格担当機関及び財政機関の三つが、省レベル人民政府に決定を報告する。普惠性私立幼稚園の保育教育費標準は、当該地の公立幼稚園のそれを参考に定める。（下線は引用者）

### (3) 公共サービス概念と分類管理

さて次に、公共サービスの概念について、劉焱らの論考を取り上げてみよう。この論考では、2010年代後半以降における公共サービス（「公共服務」）概念及び政策の変容を示しつつ、就学前教育における普惠性、非営利性及び営利性について説明している<sup>22</sup>。下記の訳出部分の前段では、公共サービスを基本的公共サービスと非基本的公共サービスの二つにまず分け、さらに非基本的公共サービスを、准基本的公共サービスと経営的公共サービスに分けている。基本的公共サービスは、公民全体の生存及び基本的発展の需要を保障するものであり、基礎性、切迫性、公共性、均等性、動態的などの特性をもつと定義されている。一方、非基本的公共サービスは、より高いレベルの公共的需要を満足させるため政府によって提供される公共サービスをいう。非基本的公共サービスは、社会需要において基礎的でなく差し迫ったものでもなく、また公民の一部の、あるいは特殊な、多様な需要を満足させるような公共サービスとも言えよう。非基本的公共サービスがこのように定義され、現在のところ、そこに非営利的私立幼稚園が位置づけられていると解される。それに要する経費の財源は、政府の支出だけでなく、教育を受ける者の合理的な分担やその他多様なルートから提供される資金を含むことになる、このような認識が行政サイドに存在するのである。

現在の政策的位置づけによれば、就学前教育は実際において次の三つの部分から構成されている。それは、“基本的公共サービス”に属する普惠性就学前教育、“准基本的公共サービス”に属する非営利的普惠性就学前教育、“経営的公共サービス”に属する営利性の選択的就学前教育、この三つである<sup>23</sup>。

劉焱らの結論を先取りして述べれば、上記の“准基本的公共サービス”に分類されている非営利的普惠性就学前教育を基本的公共サービスに組み入れることが主張されている。

しかしながら、現在“准基本的公共サービス”に位置づけられているために生じる弊害について、劉焱らは以下のように指摘する<sup>24</sup>。

第一に、就学前教育のコストにおける家庭負担比率が高すぎる。2016年現在、保護者の負担比率は47.8%、政府の負担は47.3%である。非義務教育である大学や高級中学段階と比べても、就学前教育段階の保護者の負担比率は高く、大学の2.23倍、高級中学の3.85倍である。こん

にち、政府、社会及び家庭による共同分担のシステムはまだつくりだされていないが、その主な原因は以下の二点である。一つは、就学前教育財政投入総額が依然として不足している。もう一つは、普惠性就学前教育がまだ基本公共サービス項目に位置づけられていないため、政府間の財政権限や支出責任のアンバランスが、地方政府による普惠性就学前教育公共サービス供給能力及び意欲の欠如を生じさせている。こんにち、就学前教育の支出責任等については、「地方を主とし、中央が奨励補完する」、「省レベルで統一管理し、県を主とする」などという原則的な区分があるだけで、各レベル政府の分担比率など具体的な区分はいまだない。今ある責任区分の下では、普惠性就学前教育供給の重心は依然として地方政府にある。2016年では、中央と地方政府の財政支出割合は、0.25%、99.75%である。

第二には、不合理な公立幼稚園財政支出制度が存続している。公立幼稚園は、普惠性就学前教育公共サービス体系の支柱である。・・・(中略)・・・就学前教育段階では、公立幼稚園教職員編制数を財政支出の根拠とする方式をずっと採用してきた。現在国家は事業単位機関及び人員の編制については増やさず減らす政策を採用しているため、各地で公立幼稚園の教職員編制は難しい局面にあり、大部分の幼稚園では現職の教師でも編制されない（つまり正規教師として編制されない）状況にある。正規教師の編制数に依拠して財政支出される方式は、多くの公立幼稚園を経営困難に陥れ、正規教師（編制された教師）と非正規（編制に組み入れられない）教師の“同工不同酬”で、収入待遇の格差が非常に激しい状況を齎し、幼稚園教師の陣容の建設と発展に厳しい影響を与えている。

上記訳出の、後段「第二には」以下の部分には少々説明が必要であろう。これまでも述べてきたように、公立幼稚園は私立幼稚園と比較して、公的な財政支出その他の面で相対的に優遇されている。そのことを考えれば、この部分は一見矛盾する記述のように捉えられるかもしれない。しかし、公立幼稚園も「事業単位編制只減不増的状况」（人員削減）の下、厳しい運営を強いられている。それゆえに、北京市の公立幼稚園が入園需要を十分に満足させることができない事態も生じている。劉焱らは、公立園だけでなく、冷遇されている私立幼稚園も厳しい状況にある原因は、未だに私立幼稚園が基本的公共サービスとして認識されていないことであると指摘する。

普惠性私立幼稚園に対する支援と管理という面からみると、多くの省が徴収費の抑制政策を主に採用し、普惠性私立幼稚園に徴収費を下げるよう要求しているが、一人当たりの平均財政補助標準は未だに定めておらず、普惠性私立幼稚園に対する支援の程度は頗る小さく、随意的

である。私立幼稚園が普惠性の就学前教育サービスを提供することによって得られる収益は、必要なコストと同じ程度か若干高い、なかにはコストより小さい地区もある。

《新民促法》(2016)は、私立学校に対して営利か非営利かに応じた分類管理に従うことを要求している。私立幼稚園に投資する者は、自らの意思に基づいて営利性か非営利性の何れかを選択し登記することになっているが、非営利性幼稚園を選択した場合は、合理的報酬(「回報」)を取得することができない。非営利性を選択した場合にのみ政府財政支援を受ける普惠性私立幼稚園となる。“市場組織”は普惠性就学前教育公共サービス体系から除外される。“市場組織”が普惠性就学前教育公共サービスの供給に加わるよう奨励することは、《新民促法》の分類管理の要求と矛盾する。

地方の実践では、省市によってはすでに普惠性就学前教育を基本的公共サービスに組み入れ、サービスの対象や補助の標準、並びに市や県の責任区分を明確にしているところもある。重慶市では、普惠性幼稚園の公用経費補助を《重慶市“十三五”基本公共サービスリスト》に組み入れている。そのリストでは、重慶市が幼稚園の質の等級を根拠に普惠性公立幼稚園及び同私立幼稚園の園児一人当たりの公用経費財政支出の補助標準(500~800元/年)が明確にされており、併せて区县政府と市レベルの財政支出の責任を定め、“必要な経費は区县政府が負担し、市級財政がそれを適切に補助する”ことが規定されている。山東省威海市は、“幼稚園園児一人当たりの公用経費”を《威海市基本公共サービス均等化推進リスト(2018-2020)》に組み入れており、すべての普惠性幼稚園が均しく補助を受けられる。(下線強調は引用者)

#### (4) 分類管理政策の課題

これまで述べてきたように、幼稚園の分類管理という政策は、未だ過渡的状況にあって解決しなければならないいくつかの課題を抱えている。そのことが、分類管理政策下において私立幼稚園が自らの身の置き所に躊躇する事態を招いている。次の劉焱らの論考は、その課題の主要な事項を表現している<sup>25</sup>。

北京市G社区の普惠性就学前教育資源の供給状況を事例としよう。G社区は北京の第5環状路と第6環状路の間に位置し、七つの居民委員会、人口6万余りをカバーしており、そのなかには多くの出産適齢人口がいる。9,001~12,000人毎に12クラス(360人)の幼稚園を設置するという標準に照らせば、G社区は60クラスを配置する必要がある。しかし、当該地区には36クラスの規模の公立幼稚園一箇所、幼児1,000人前後収容可能である。徴収する教育費標準は一人月額900元である。開園以来今日まで3年になるが、開設クラスは18クラス、在園幼児数は540人前後である。設置した公立幼稚園の収容定員数が社区住民の入園需要を満たすことが



できず、園児募集条件も非常に厳格である<sup>(1)</sup>。条件の一つは、幼児は必ず北京戸籍でなければならず、幼児の父母も少なくとも一方は北京戸籍でなければならない。二つ目は、戸籍所在地と家屋不動産の地が一致し、家屋不動産の所有権は幼児の父母双方もしくは一方でなければならない。三つ目は、家屋購入の時期が少なくとも5年以上前でなければならない。多くの保護者は、止むを得ず付近の無証幼児園（「黒園」）を選択するしかない。これら無証幼児園は、住宅用の家屋を借りていて、教育設備は粗末、教師の力量は薄弱、安全性も不安が多く、徴収する教育費は公立幼児園よりかなり高い<sup>(2)</sup>。当該社区の住民は、子女を公立幼児園に就園させるため、公立幼児園開園以来、区の教育局等主管部門に訴え、権利を主張し続けている。

北京市の2018年予算執行及びその他の財政収支の会計検査結果から明らかのように、北京市の公益性幼児園の総数は増加しているが、三つの区の公益性私立幼児園はその数が減少し、その内の一つの区では、わずかにあった2カ所の公益性私立幼児園が共に公益性系列から退出している<sup>(3)</sup>。現有の公益性就学前教育資源が人々の入園需要を満たすことができず、無証幼児園がかなりの勢いで増加している。概算によれば、北京市の無証幼児園は2,000余箇所、2017年、北京市が公表した幼児園数が1,604箇所であるから、無証幼児園数は登録幼児園数の1.25倍である。

就学前教育の質の点で各園の間で格差が著しい。“公立幼児園に入園することが困難”な現象が存在し、上位階層集団の家庭の子女は“価格が低く優良な”公立幼児園に入園することができ、社会的弱者の家庭の子女は止むを得ず公益性私立幼児園を選択するという状況である。

“公立幼児園に就園するのは困難”という事態は、就学前教育のコスト分担に各園の間で著しい格差が存在することを表している。“低額で優良”の公立幼児園が求め難い希少の資源となるのは、現在の就学前教育財政政策の不備にその根源がある。公立幼児園には安定的な政府資金が投入されるため、ソフト及びハード両面に互って改善がなされ、教育の質も不断に向上し、教育費徴収額も低い。公益性私立幼児園は体制機制の要因により、政府投入は少なく不安定である。そのため価格を抑制しているとはいえ、依然として公立幼児園より高額である。このことは、保護者のコスト負担が高いということの意味する<sup>(4)</sup>。（下線は引用者）

上記訳出の下線部分（1）及び（2）は、公立幼児園の入園条件の厳格さと、それから弾き出される弱者がやむなく無証園（闇園）を選択せざるを得ない状況である。いわば、公立幼児園が普惠性を十分に保障していないということである。下線部分（3）は、私立幼児園が普惠性幼児園としての役割から撤退している状況である。この背景には、私立幼児園が普惠性を維持することが困難な理由があると推察することが可能である。また下線部分（4）は、前記（3）と密接に関連すると思われる

公立幼稚園と私立幼稚園の制度上及び実践上の相違である。この点については、同じく劉焱らが公共サービスという概念を用いて現状批判と提言を行なっている既述の部分を思い起こしていただきたい。

分類管理政策の課題について、とりわけ営利性幼稚園をめぐる問題に言及しているのは、前掲の李宏堡らである。次の訳出の前半部分は、営利性幼稚園の法制度的位置づけの問題について、そして後半部分は、実践的問題についてそれぞれ言及している。

現在、我国の法律規定上、“営利性”の判定は対立概念の“非営利性”から逆説的に得られる。《新民促法》によれば、非営利性私立学校の設置者は経営収益を自ら取得することはできず、学校の経営決算余剰金は学校運営にすべて使用することになっている。もし非営利性学校が内部取引や不当に高いコストなどコントロールの及ばない方法を利用して帳簿上の利潤を“合理的”な範囲に調整しても、事実上、それは“営利的幼稚園”となるのであり、余剰金は営利園主催者が獲得する利潤と何が違うか、これが両者、つまり営利性と非営利性を区別する鍵である。しかし今のところ、営利性幼稚園の関係法規は市場経済の関連法規とまだ整合性がなく、“営利性”の判定も曖昧で、営利園の財産権の所在や資源配置も影響を受けている<sup>(5)</sup>。

もう一つは、一連の制度が整備されていないことである。《新民促法》公布（2016）ののち、《若干意见》は私立園の分類管理のため“最終期限”を明確にして、各地において2019年6月末までに私立分類管理実施規則を定めるよう求めた。しかし、課題組の調査によれば、営利性を選択する意思をもつ設置者が過半数を超えているのに、実際は多くが「様子を窺い、行動を起こさない」<sup>(6)</sup>。その主な原因は、以下の点である。

まず、営利性幼稚園への転換に係る詳細な手順が明らかではない<sup>(7)</sup>。現在我国の各地で公布されている営利性私立学校の分類管理に関する規定の多くは、その方向性や原則性を示しているが詳細な手続き手順が十分に示されていない。例えば、《営利性民辦学校監督管理実施細則》や《営利性民辦学校分類登記実施細則》などが強調するのは、「現在ある私立学校が営利性を選択し登記する場合、財務の清算を行わなければならない」、「法に基づいて土地、校舎、経営蓄財などの財産権の所在を明確にし、かつ関連の税を納めなければならない」などであるが、政策実施において、どのように財務清算を行なうか、どのような税率に基づいて税を納めるかなど具体的な規定がない。

次は、監督と支援が充分でない点である。営利性幼稚園に対する監督と支援の政策は、それら幼稚園の今後の発展を左右する鍵である。現在我国の営利性幼稚園の加入のしくみが不健全であり、監督管理上各部門の協調がなく、また退会のしくみも整っておらず、幼稚園と教師の

権利が有効に保障されていない<sup>(8)</sup>。同時に、営利的私立学校の閉校理由及び清算手続きなどについては、《新民促法》と《中華人民共和国公司法》、《中華人民共和国破産法》などの法律との間になお矛盾がある。支援という面では、《新民促法》などでは、各級人民政府がGPSSの採用や、資金貸与や助学金の供与、あるいは税の優遇を行なうなど、営利性私立学校に対する支援を定めているが、これらも具体性に欠けている<sup>(10)</sup>。

最後は、過渡的な時期に政策的誘導が乏しいことである<sup>(11)</sup>。《若干意見》は2019年6月末を期限に、各地が私立園分類管理政策を公表しなければならないと定めている。現在、わずか14省が関連する文書を公表しているだけであり、しかもそのいくつかの省は国务院の原文規定を直接“写し書き”（「遷移」）しただけである。これでは、多くの地域の私立園の分類管理工作は遅れてしまう。定められた期間内に幼稚園が分類選択を完了していない場合、これらの幼稚園は違法な園として取り締まりの対象になるのだろうか、あるいは期限に至って自動的に非営利的幼稚園として処理されるのだろうか、多くの省ではなお明らかにされていない。

上記下線部分(5)は、「合理的報酬」について法制度上の明確な定めがないため、営利性と非営利性との違いが不明確であることを示している。そして下線部分(6)～(11)は、私立幼稚園主催者が、営利性を選択する意思を持ちながら最終的に判断を躊躇せざるを得ない状況とその原因を示している。

次いで、私立幼稚園をめぐる実践的問題について、次の点が挙げられている。

まず、自由選択という一方で、その選択に必要な情報がアンバランスであること。現在、我国の市場体系の構築は整備されておらず、就学前教育には深刻な市場機能の低下と情報のアンバランスという状況があり、市場にただ単に依拠しても“優勝劣敗”は実現せず、幼稚園の運営の質の良しあしが設置者経営者自身に左右されてしまう。このような市場では、保護者は私立幼稚園の質の高低を見極めるために必要な情報が乏しく、幼稚園の優劣を判断できない。

二つ目は、土地の買い占めに走ることが社会の安定を脅かすという点である。営利性幼稚園は、資本市場の競争において有利な地位を獲得するために、一部には規模を拡大し続け、なかには区域を独占するに至り、幼稚園の費用を押し上げていくことになり、就学前教育の公益性を侵犯してしまう。さらに深刻なことは、一握りの資本が私立園に名を借りて成長を遂げ、蓄財を行ない、隠れた投資を行なうことになる。しかもそれが頓挫すれば、民衆に対する損害は軽視できない。

上記では、私立幼稚園の選択に必要な情報が不足しているため市場機能が十分に

發揮されないこと、その一方で、特定の資本が教育資源を独占してしまい公益的事業としての就学前教育を歪めてしまうことが指摘されている。

## おわりに

まとめてみよう。就学前教育の振興を推進するためには、公益的教育保障を担う私立幼稚園の多くの参加が必要である。この認識のもとに振興政策が進められた。しかし、振興政策はいくつかの課題をクリアしなければならなかった。その課題の一つとして、本稿は流動児童（社会的弱者）に対する教育保障を取り上げた。そして、そのことと密接に関連する私立幼稚園の法的、政策実践的な処遇についても検討した。流動児童に対する教育保障は、上海市のGPSS政策によって一定の成果を収めていることは確認できた。しかし、その母体となる私立幼稚園の位置づけの不明確さは指摘せざるを得ない。そこには、公共サービスに対する認識の後進性、あるいは現実不適合性がみられる。

- <sup>1</sup> この研究活動は、科学研究費の助成を受けた「中国の就学前教育振興政策下における農民工子女の教育保障」（基盤研究C 課題番号19K02566 2019 - 2021）である。この研究活動の初年度の研究成果として、すでに報告書『中国の就学前教育振興政策下の教育保障－関連法規の解説と先行研究レビュー』（2019年11月）を公表している。また、本紀要（「こども学研究」第2号、2020年3月）では、「中国の幼稚園教師の資格、編制、及び待遇－就学前教育振興政策下の状況－」（《研究ノート》）として公表している。
- <sup>2</sup> 李琳・柳倩「流動児童入園の政府購買服務制度設計－以上海市政府購買民辦三級幼稚園服務為例」（《中国教育学刊》2018 - 7）
- <sup>3</sup> 義務教育の均衡的な発展を対象として江蘇省塩城市で実施した調査研究の成果は、次の2冊の報告書にまとめている。木山徹哉ほか「江蘇省塩城市における『都市と農村の教育一体化』－教育集団方式による義務教育の格差是正の試み－」（秀文社印刷 2016）、木山徹哉ほか「江蘇省塩城市における『都市と農村の教育一体化』－城南新区の事例を中心に－」（秀文社印刷 2017）
- <sup>4</sup> 羅英智・李卓「農民工随遷子女学前教育現状與对策－以瀋陽市和鞍山市為例」（《中国教育学刊》2012 - 10）。この論考についてはすでに『中国の就学前教育振興政策下の教育保障－関連法規の解説と先行研究レビュー』（前掲書）において主要な部分を訳出しているので、参照されたい。
- <sup>5</sup> 同前, p.22
- <sup>6</sup> 吳開俊・姜素珍「政府購買随遷子女学位的制度設計與路径選択」（《中小学教育》2020 - 6）には、上海市を含む6都市の義務教育領域において「政府購買服務」政策が採用された経緯、具体的実施内容、成果などについて述べられている。
- <sup>7</sup> 劉穎・馮曉霞「政府購買学前教育服務的方式及其特点與影響」（《教育学》2015 - 2）、周翠萍「論我国政府購買教育服務的現状與課題」（《教育發展研究》2011 - 3）など参照。
- <sup>8</sup> 安桂清・任富恒「学校與社区“教育一体化”研究－以上海市世博家園社区“快樂点半”項目為例」（《中

国教育学刊」2015 - 6)

- <sup>9</sup> 張育慶「中国における保育の現状」(広島大学大学院教育学研究科紀要第二部第62号 2013、所収)
- <sup>10</sup> 李琳・柳倩「流動児童入園の政府購買服務制度設計－以上海市政府購買民辦三級幼兒園服務為例」(前掲,pp.8-9)
- <sup>11</sup> 看護点とは、就学前教育機関としては小規模で、かつ教育資源が脆弱な施設である。
- <sup>12</sup> 李琳・柳倩 (前掲) p.9
- <sup>13</sup> 同前, pp.9-10
- <sup>14</sup> 同前, pp.10-11
- <sup>15</sup> 同前, p.10
- <sup>16</sup> 齋英程「“分類管理” 背景下営利性民辦学校的治理結構設計」(「中国教育学刊」2019 - 7, p.14)。齋は、この論考が対象とする“営利性民辦学校”には、私立幼兒園等は含んでいないと注釈を付しているが、引用部分は《民辦教育促進法》の制定過程を取り上げている部分であり、私立教育全般を含んでいると解される。
- <sup>17</sup> 高丙成「数說学前教育改革開放四十年」(「学前教育」2018 - 12, pp.10-14)
- <sup>18</sup> 李宏堡・王海英・魏聡「發展営利性幼兒園的現實困境、認識轉向及策略応対」(「中国教育学刊」2020 - 6)
- <sup>19</sup> 申素平・周航「学前教育立法亟待厘清的几个問題」(「中国教育学刊」2019 - 4, p.47)
- <sup>20</sup> 魏總・王海英・胡晨曦 等「促進普惠性民辦幼兒園的非営利轉向更適合中国国情」(「中国教育学刊」2018 - 7)
- <sup>21</sup> 馮婉楨・吳建涛「普惠性幼兒園彈性定価機制構建」(「教育研究」2019 - 5, p.94)
- <sup>22</sup> 劉焱・鄭孝玲「關於普惠性学前教育公共服務屬性定位的探討」(「教育研究」2020 - 1)
- <sup>23</sup> 同前, p.6
- <sup>24</sup> 同前, pp.7-10
- <sup>25</sup> 同前, pp.11-12

